

久保あつこ

第3回目の質問をさせていただきます。

「マニュアル」づくりをするというお答えをいただき、たいへんうれしく思います。ぜひ、今後の「こども・女性支援ネットワーク」のケース会議の実践を活かして、実務者会議の中で「基本マニュアル」「サポートマニュアル」は、一日も早く作っていただきたいと思ひますし、「機関ごとのマニュアル」は、各関係機関の協力を得ながら、遅くとも来年度中には作っていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

そして、その「マニュアル」を使って、各関係機関に対する研修を丁寧に行なっていくことがネットワークをしっかりと機能させていくこととなります。

また、市民に向けては、昨日「解りやすいリーフレット」をつくると、お答えいただいていますのでたとえば、公民館など市の出先機関等と連携、協力しながら、広く啓発していくことが、児童虐待やDVの早期発見、被害者救済、防止へ繋がっていくと確信しています。

さて、市立病院における「女性専門外来」の開設へ向けての条件整備は、必要医療機材、院内協力体制については、すでにクリアーしているということですね。

問題は、担当女性医の確保のみということですが、担当女性医の確保は、なかなか難しいというのが現状だということは理解しています。女性の医師であれば、誰でも良いというわけではなく、ある程度の人生経験や初期診療後の振り分けができる医師となると人材も限られてくると思ひますが、「女性専門外来」の担当医に必要なのは、やはり熱意であると思ひます。

新しい医療である「女性専門外来」を通して、女性の生涯にわたる心と体の健康を保障していくのだという強い意志があれば、必ずしも内分泌の専門医でなくとも十分に対応できると、平井先生や北海道の先発導入病院である国立函館病院の小葉松洋子先生も言っておられました。

また、平井先生は、「男性よりも平均寿命の長い女性に、心も体も元気で長生きしてもらうことが、介護費用や医療費削減に及ぼす効果も含めて、これからの高齢社会を乗り切る有効な方法である」とも言っておられました。

こうしてみますと、「女性専門外来」は単に女性のためばかりではなく、旭川市の高齢化対策としても必要であると思ひます。

市立病院は、平成13年度から、外来患者の減少傾向にあり、今後も増加する見通しが立っていないと、14年度の決算報告で聞きました。外来患者増加のためにも、また道北の拠点都市の市立病院としての責任を果たすためにも、特色ある診療を打ち出していくべきと考えます。

開設に向けて、人材確保のために積極的に動き、一日も早く開設することを強く要望致します。

次に、相談体制について述べさせていただきます。

私は、民生常任委員会の国内視察で、最先端の女性のための相談体制を整えている「横浜女性フォーラム」を訪問し、日本の女性政策のトップランナーと言われている桜井洋子館長にお話を伺ってきました。

館長は、「男女共同参画には、ふたつの取組みが必要である。ひとつは、あらゆる場へ男女が平等に参画していくこと、もう一つは、女性のエンパワメントである。相談業務というのは、一人一人の女性のエンパワメントをサポートすることである。」とっておられました。

横浜女性フォーラム・男女共同参画相談センターでは、1988年から「心とからだと生き方の総合相談」と「女性に対する暴力相談」を始めており、年間6500件もの相談を受け付けています。

それに加えて、「男女共同参画推進条例」が施行されたことにより、新たに「性別による差別等の相談(男女の人権相談)」を開設し、この2年間で、先ほどの6500件とは別に約1000件の相談を受け、その中から、苦情処理として申込用紙に記入して、専門相談員が対応について話し合ったのは14件、市長が直接関係者に要請、指導したのが2件ということでした。

この数字からも明らかのように、書類によるいわゆる苦情処理的な申し出は、一般市民にとっては中々ハードルが高く、その前段階として相談するという行為が必要であり、分母としての相談件数の数によって、苦情処理まで上がってくる件数が左右されることから、横浜市では、「総合相談」「暴力相談」に加えて新たに「男女の人権相談」を設置したそうです。

旭川市では、分母となる「相談窓口」を端折り、「苦情処理委員」を設置したということですが、それでほんとうに苦情処理委員が機能するのか、私は、大変危惧しています。

さて、本市には、すでに「女性相談」や「母子家庭相談」などの相談窓口があり、先ほどお答えいただいたように対応しているとのことですが、相談員が嘱託職員である、専門家によるカウンセリング機能を有していない、専属の弁護士がない、相談に必要な個室などの施設整備ができていない、担当部局が男女共同参画推進課ではなく児童家庭課であるなど、まだまだ十分とはいえません。

加えて、市にはそれぞれの部署に分かれて41もの相談窓口が点在しています。悩みを抱えた市民が、「私のこの悩みは、何課のなになに相談窓口が担当だ」などとわかるわけもなく、当たりをつけて行ったところ担当課が違い、他へ回されるということもしばしば起こり、結局どこの課にもあてはまらなく、途方にくれたという話も聞いています。

横浜市では、それまでバラバラだった福祉関係の相談窓口を一本化し、専門のケースワーカーを配置し、福祉に関することならどんなことでも対応するようにして、市民の利便性を高めたということです。

市長は、以前から「ワンストップサービス」ということを仰っています。簡単に言えば「市民があちらこちらに行くことなく一カ所で用事が済むようになること」だと思います。「ワンストップサービス」という観点から、加えてあちらこちらに分散している「相談窓口」をまとめることによる職員と経費の削減という効果もあり、今進めている電子市役所を目指す情報化の有効活用と合わせて、近い将来、相談窓口の総合的な見直し、再構築に向けて動き出すべきであるということを指摘しておきます。

最後に、市民参加推進における公民館の役割について意見を述べます。

市民参加なくして地方自治なしといわれる今日、市民参加推進に果す公民館の役割は、大変大きくなってきています。1999年6月に出された国の生涯学習審議会の答申の中に、生涯学習の成果を「地域社会の発展に生かす」というのがあります。少し長くなりますが引用します。「地域には、ごみ処理、自然環境の保全、介護・福祉等の様々な現代的、かつ、切実な課題がある。これらは、行政だけの対処方策では解決が難しく、住民自らが学習し、理解し、主体的に参加しようとするときに初めて効果的な対処が可能となる問題である。それだけ住民の意識的な問題解決型の学習が重要となるのである。こうした学習により、地域に対する住民のマネジメント能力が向上し、それに基づいて住民の社会参加が現実的に可能となる。このように、住民の力によって地域社会の課題を解決し、地域を再生させる上でも、住民の学習や、学習成果を生かした地域活動への参加が欠かせない。こうしたことから、生涯学習の成果を地域社会の発展に生かすことを課題としなければならない。」

このように、公民館での学習は、単なる教養を高める学習から、市民参加による“まちづくりのための学習”へと転換を迫られています。

旭川市の公民館もやっと少し方向転換をしつつあるようですが、今後とも、市民参加の底上げを担う情報発信基地及び学習の場として、市の関係部局と地域住民との連携や協働をコーディネートして行ってほしいと思います。

また、職員の削減によって、今述べた機能を低下させることなく、単なる貸し館に成り下がることのないよう努力すべきであることを指摘いたします。

さて、札幌市の上田市長は、弁護士であるとともに、長年NPO活動に関わってきた経歴をお持ちですが、札幌市における市民参加＝市民自治を内実のあるものにしていくために、次のようなメッセージを職員に発信しています。

「自治の担い手は市民であるにもかかわらず、これまで市民は実感できなかった。市役所からの問いかけ、材料提供がないため、お任せ、諦めが生じていた。右肩下がり、低成長の社会で、国からの交付金が来ない、税収が上がらない中、限られた資源での財政運営を行なわなければならない今、行政は、市民の求めていることを、しっかりと受け止め、市民も発言していく。それが市民自治の基本である。

現在、事務の下請け機関となっている85カ所の連絡所と2カ所の出張所を市民と直に関わる最先端の施設として、地域住民の意見をくみ取る、問題提起を行なうなど、情報発信基地に変えていきたい。」と決意を述べています。

これを旭川市に置き換えてみますと、いまのところ、市内14カ所にある公民館こそがその任を果すに適していると私は思います。

先程のお答えでは、公民館は、市民参加推進における自らの役割を、市長部局と連携して果していきたいと公民館なりの決意を述べていますが、市長部局はこのラブコールにどのように答えていくおつもりですか。市民参加推進の本部長として、市長のお考えをお示し下さい。